

司 法 試 験
重 要 問 題 習 得 講 座
添削オプション問題冊子
民法



AGAROOT
ACADEMY

第4問

民法

甲は、乙に対し、甲の所有する土地Aの登記済証、実印等を預けて長期間放置していたところ、乙は、土地Aにつき、勝手に自己名義に所有権移転登記をしたのち、丙に対する自己の債務を担保するため抵当権を設定し、その旨の登記を了した。その後、乙は、土地Aを丁に売却したが、登記は、いまだ丁に移転されていない。

上記の事例において、丁が丙に対して抵当権設定登記の抹消請求をすることができる場合及びこれを行うことができない場合について、理由を付して論ぜよ。

(旧司法試験 昭和62年度 第1問)

第 15 問

民 法

- 1 Aは、その所有する一筆の土地を甲土地と乙土地に分筆した上、甲土地をBに対して売却したが、分筆によって甲土地は公道に一切接しないこととなった。そこで、AB間で、乙土地の一部（以下「本件土地」という。）について、甲土地を要役地とする無償かつ無期限の通行地役権が設定された。もっとも、通行地役権設定登記はなされなかった。

以降、Bは、本件土地について、コンクリート舗装するなどして、甲土地のための通路として継続的に使用していた。ところが、その後、Aが、Cに対して乙土地を売却し、所有権移転登記も済ませたところ、Cは、Bが本件土地を通行することは認めないと主張し始めた。そこで、Bは、Cに対して、通行地役権を有することの確認を求めた。

Bの請求は認められるか。なお、Cは、乙土地から約100メートルの距離に自宅があったものの、乙土地を購入した当時、本件土地に通行地役権が設定されていること、及びBが本件土地を通路として使用していることは知らなかった。

- 2 材木加工業を営むDは、2020年4月1日から、工場の隣にあるE所有の丙土地について、平穏・公然と材木置場として利用するようになり、現在も利用している。

2041年4月1日、Dのライバル業者であるFは、Dの事業を妨害する目的で、Eから丙土地を買い受け、所有権移転登記を経た。かかる事実を知ったDは、Fに対して、丙土地について所有権確認及び所有権移転登記手続を求めた。

Dの請求は認められるか。なお、Fは、丙土地を購入した当時、Dが丙土地をいつから材木置場として利用し始めたのかを正確には把握していなかったが、少なくとも10年以上利用していることは知っていた。

第 24 問

民 法

Aは、Bから3000万円を借り受け、その担保としてAの所有する甲土地及び乙建物（後記の庭石を除いた時価合計2900万円）に抵当権を設定して、その旨の登記をした。甲土地の庭には、抵当権設定前から、庭石（時価200万円）が置かれていたが、抵当権設定登記後、A宅を訪問したCは、同庭石を見て、それが非常に珍しい物であったことから欲しくなり、Aに同庭石を譲ってくれるよう頼んだところ、Aは、これを了承し、Cとの間で同庭石の売買契約を締結し、同庭石は後日引き渡すことにした。このAC間の売買契約を知ったDは、日ごろよりCを快く思っていなかったことから、専らCに嫌がらせをする意図で、Aとの間で同庭石の売買契約を締結して、Cが引渡しを受ける前に、A立会いの下で同庭石をD自らトラックに積んで搬出し、これを直ちにEに転売して、Eに引き渡した。

この事案について、次の問いに答えよ。

- 1 C E間の法律関係について論ぜよ。
- 2 Bは、Eに対して物権的請求権を行使したいが、その成立の根拠となるBの主張について考察せよ。

（旧司法試験 平成17年度 第2問）

第 38 問

民 法

- 1 Aは、Bに対して貸金債権を有し、Bは、Aに対し売掛代金債権を有していたが、Bは、この売掛代金債権をCとDとに二重に譲渡し、いずれの譲渡についても確定日附のある証書によってAに通知し、その通知は同時にAに到達した。その後、Cは、Aに対し、この売掛代金債権を自働債権とし、AがCに有していた貸金債権を受働債権として相殺する旨の意思表示をしたところ、Aは、Cに対し、AのBに対する前記貸金債権を自働債権とし、この売掛代金債権を受働債権として相殺する旨の意思表示をした。

この場合におけるA・C間の法律関係について論ぜよ。

(旧司法試験 昭和60年度 第2問)

- 2 建設会社Eは、5億円でF社から自社ビルの建設を請け負った(以下「本件請負契約」という。)。その後、Eは、本件請負契約に基づいて発生していた2億5000万円の報酬債権(以下「本件報酬債権」という。))をGに譲渡した(以下「本件債権譲渡」という。)。本件債権譲渡の時点での本件請負契約の全工程の約半分が行われていたところ、本件報酬債権は、残りの未完成工事部分に関する報酬であった。EはFに対し確定日付のある証書による通知を行い、本件債権譲渡の翌日にFのもとに到達した。

ところが、その後、E・F間で本件請負契約の報酬額について対立が生じたため、Eは工事を中止し、残りの工程を放置してしまった。

GがFに対して本件報酬債権を行使したのに対し、FはEの債務不履行を理由として、本件請負契約を解除すると主張し(以下「本件解除」という。)、これを拒んだ。Fの主張は認められるか。なお、本件解除の要件は満たされていることを前提としてよい。

第 58 問

民 法

- 1 Aは、Bが所持する絵画をピカソの真作であるとして、代金5000万円で買い受けた（以下「本件絵画」という。）。しかし、隣家からの失火による延焼によって、A宅が焼失し、本件絵画もまた焼失してしまった。なお、Aには本件絵画の保管に過失がなかった。

その後、本件絵画が精巧に作られた贋作であり、500万円程度の価値しかないことが判明したため、AはBに対して錯誤及び詐欺による取消しを主張し、原状回復請求として支払った代金及びその利息の返還を主張した。

この場合におけるA B間の法律関係について論じなさい。なお、民法第95条及び同第96条の要件は満たされていたものとする。

- 2 乙は、プラスチック製造会社甲社の工場に忍び込み、プラスチック製品の1つを盗み出した（以下、これを「本件製品1」という。）。

その後、乙は、事情を打ち明けた上で、本件製品1を、プラスチック製品販売業を営む丙に50万円で売却した後、行方をくらました。

さらに、丙は、丙に処分権限がある信じ、かつ、そのように信ずるにつき過失がなかった丁に対してこれを70万円で転売し、丁は、本件製品1を用いて、自己の所有する他の材料も用いた上で、新たなプラスチック製品を製造した（以下、これを「本件製品2」という。）。

この場合において、甲社は、丙及び丁に対して、どのような請求をすることができるか。ただし、本件製品1及び2の使用利益及び遅延損害金については考慮する必要がない。

なお、本件製品1の時価を50万円、本件製品2の時価を200万円とする。

第 66 問

民 法

- 1 Xは、Yから甲土地とその地上建物（以下「甲不動産」という。）を代金2,000万円で買い受け、代金全額を支払った。当時、Yは長年にわたって専ら家事に従事していた妻Zと婚姻中であり、甲不動産は、その婚姻中に購入したものであった。甲不動産につき、YからXへの所有権移転登記を経由しないうちに、YZの協議離婚届が提出され、離婚に伴う財産分与を原因としてYからZへの所有権移転登記がされた。

この事案において、YZの協議離婚がどのような場合に無効になるかを論ぜよ。

- 2 上記の事案において、Yには、甲不動産以外にめぼしい資産がなく、Xのほかに債権者が多数いるため、Yは、既に債務超過の状態にあったものとする。また、YZが財産分与の合意をした当時、Zは、Yが債務超過の状態にあったことは知っていたが、甲不動産をXに売却していたことは知らなかったものとする。

仮に、YZの協議離婚が有効であるとした場合、Xは、裁判上、だれに対してどのような請求をすることができ、その結果、最終的にどのような形で自己の権利ないし利益を実現することになるのかを説明せよ。

（旧司法試験 平成12年度 第2問）